

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月4日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】 ニッポン創業者株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】 継続募集額 上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ニッポン創業者株式ファンド

（以下、「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6)【申込単位】

・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(7)【申込期間】

2019年9月5日（木曜日）より2020年3月4日（水曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。
- () 前記()の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- () 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- () 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信 / 国内 / 株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	日本
大型株	年4回	北米
中小型株	年6回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット	()	(中東)
属性		エマージング
()		
不動産投信		
その他資産		
(投資信託証券(株式 一般))		
資産複合		

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
株式 一般	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

1

わが国の金融商品取引所に上場する創業者が経営する企業の株式に主に投資を行います。

2

銘柄選定基準は、原則として、下記基準をすべて満たす企業とします。

A：創業者が社長、最高経営責任者、会長など企業経営の重要な決定権を持ち、経営している企業

B：創業者が自社の株式を保有していること

C：日本の金融商品取引所に5年以上上場している企業

※創業者とは、事業を興し発展させた当事者を指します。

3

Horizon Asset Management LLC（以下、「ホライゾンAM社」）のジャパン・ファウンダーズ戦略選定銘柄[※]を参考に運用します。

※ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーまたはJF銘柄母集団という場合があります。

JF銘柄母集団から時価総額・売買高等により銘柄を絞り込み、さらに定量分析により組入れ銘柄を選定します。定量分析にあたっては、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ホライゾンAM社

ホライゾンAM社は、1994年の設立以来、長期、逆張り戦略、そしてファンダメンタル・バリューの投資哲学を用いる米国の独立系投資顧問会社です。米国証券取引委員会に投資顧問業者の登録をしています（登録番号：801-47515）。親会社であるHorizon Kinetics LLCは、ホライゾン・グループの持株会社として2011年5月に設立されました。Horizon Kineticsは、受託資産残高約55億米ドル、約80名の社員を抱え、ニューヨークを拠点としています。（2019年6月末現在）

※上記銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

4

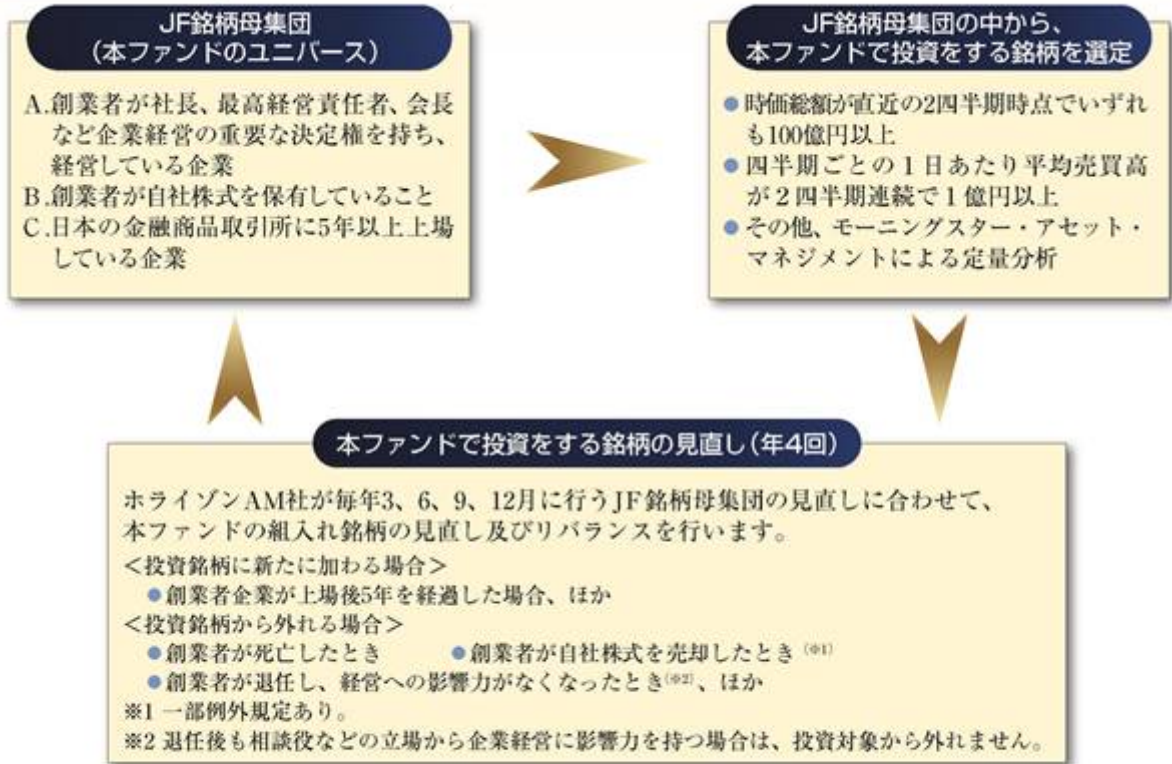
本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。グローバルな調査体制を活かして株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約1,638億円（2019年6月末現在）

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

銘柄選定プロセス



※上記銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

信託金の限度額

1,000億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

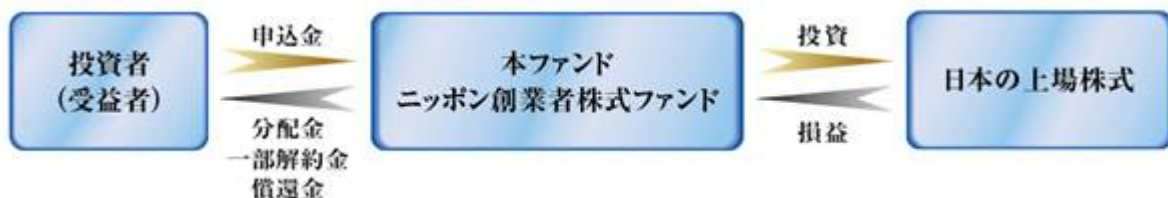
(2)【ファンドの沿革】

2013年6月7日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

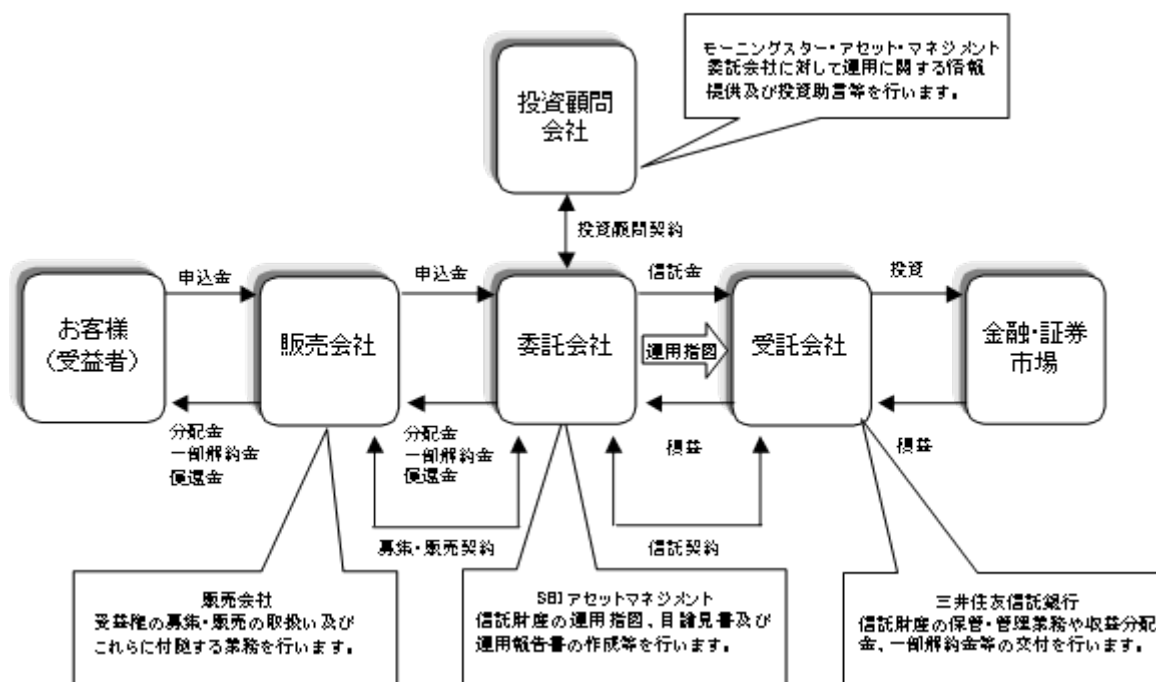
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

日本の上場株式に直接投資します。



委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2019年6月末日現在）

- () 資本金
4億20万円
- () 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2012年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

1986年 8月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

1987年 2月20日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

1987年 9月 9日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可

2000年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

2001年 1月 4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2002年 5月 1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

2005年 7月 1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2007年 9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

()大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずるものを含みます。）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

()投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずるものを含みます。）を主な投資対象とします。

()投資態度

わが国の金融商品取引所に上場する創業者が経営する企業の株式に投資を行います。

銘柄選定基準は、原則として下記基準をすべて満たす企業となります。

A. 創業者が社長、最高経営責任者、会長など企業経営の重要な決定権を持ち、経営している企業

B. 創業者が自社株式を保有していること

C. 日本の証券取引所に5年以上上場している企業

創業者とは、事業を興し発展させた当事者を指します。

銘柄選定に当たっては、Horizon Asset Management LLC（以下、「ホライゾンAM社」）のジャパン・ファウンダーズ戦略選定銘柄を参考にします。

ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーまたはJF銘柄母集団という場合があります。

で選定した銘柄に対して、時価総額・売買高等により銘柄を絞り込みます。

で絞り込んだ銘柄について、定量分析等を行い、組入銘柄を決定します。定量分析等に当たっては、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社より投資助言を受けます。

本ファンドの組入銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

株式への組入比率は、信託財産総額の50%超とし、非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は信託財産の総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、ならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から 6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

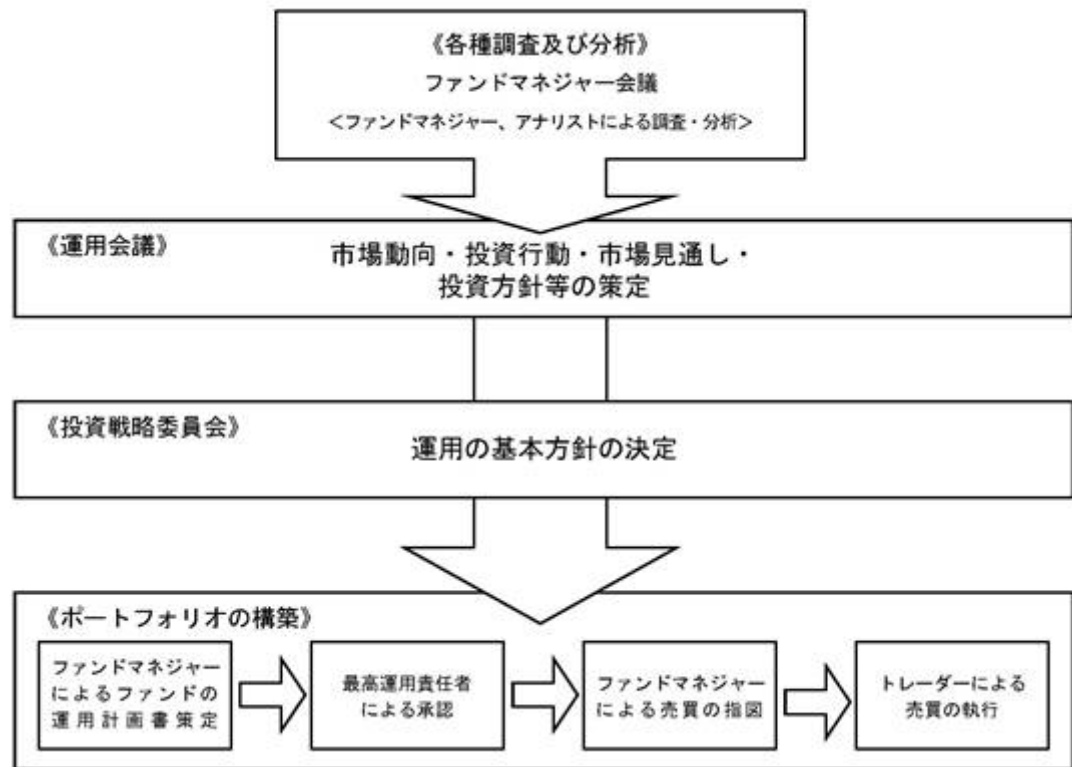
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回決算（毎年6月4日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 株式への投資割合には制限を設けません。
- () 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 外貨建資産への投資は行いません。
- () 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- () 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- () 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- () 信用取引の指図範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- () 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

- () 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第25条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記(イ)(ロ)に定める額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

- () 資金の借入れ(信託約款第31条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日ま

での期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

*代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(代表的な資産クラスの指数)

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(著作権等について)

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities, LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities, LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.6578%（税抜：年1.535%）を乗じて得た金額とします。

信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

消費税率が10%となった場合は年1.6885%となります。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分（税抜） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
販売会社	年0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.035%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

- 委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬及び運用の参考とするホライゾンAM社の「ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジー」に対する使用料等が支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（印刷費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（消費税等を含みます。）が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2019年6月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用が可能です）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年6月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	313,982,800	95.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	13,711,079	4.18
合計（純資産総額）		327,693,879	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年6月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	100	63,290.00	6,329,000	65,130.00	6,513,000	1.99
日本	株式	カルナバイオサイエンス	医薬品	2,000	924.00	1,848,000	2,462.00	4,924,000	1.50
日本	株式	そーせいグループ	医薬品	1,400	2,021.00	2,829,400	2,369.00	3,316,600	1.01
日本	株式	日本管理センター	不動産業	2,700	1,100.00	2,970,000	1,110.00	2,997,000	0.91
日本	株式	じげん	情報・通信業	3,800	703.00	2,671,400	788.00	2,994,400	0.91
日本	株式	アエリア	情報・通信業	3,500	706.00	2,471,000	846.00	2,961,000	0.90
日本	株式	日本電産	電気機器	200	13,340.00	2,668,000	14,725.00	2,945,000	0.90
日本	株式	モルフォ	情報・通信業	900	1,826.00	1,643,400	3,250.00	2,925,000	0.89
日本	株式	サイボウズ	情報・通信業	2,400	1,064.00	2,553,600	1,218.00	2,923,200	0.89
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	200	12,980.00	2,596,000	14,280.00	2,856,000	0.87
日本	株式	アバント	情報・通信業	1,400	1,905.00	2,667,000	2,016.00	2,822,400	0.86
日本	株式	Jトラスト	その他金融業	5,700	481.00	2,741,700	483.00	2,753,100	0.84
日本	株式	エスプール	サービス業	1,000	2,520.00	2,520,000	2,744.00	2,744,000	0.84
日本	株式	フリービット	情報・通信業	2,300	946.00	2,175,800	1,185.00	2,725,500	0.83
日本	株式	アリアケジャパン	食料品	400	6,600.00	2,640,000	6,800.00	2,720,000	0.83
日本	株式	カドカワ	情報・通信業	1,800	1,449.00	2,608,200	1,458.00	2,624,400	0.80
日本	株式	総医研ホールディングス	サービス業	3,800	583.00	2,215,400	690.00	2,622,000	0.80
日本	株式	日本ファルコム	情報・通信業	1,900	1,312.00	2,492,800	1,372.00	2,606,800	0.80
日本	株式	オウケイウェイヴ	情報・通信業	1,300	1,702.00	2,212,600	1,995.00	2,593,500	0.79
日本	株式	ULSグループ	情報・通信業	1,100	2,112.00	2,323,200	2,350.00	2,585,000	0.79
日本	株式	豆蔵ホールディングス	情報・通信業	2,000	1,225.00	2,450,000	1,269.00	2,538,000	0.77
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	8,000	304.00	2,432,000	316.00	2,528,000	0.77
日本	株式	チャーム・ケア・コーポレーション	サービス業	1,500	1,486.00	2,229,000	1,662.00	2,493,000	0.76
日本	株式	オービックビジネスコンサルタント	情報・通信業	500	4,785.00	2,392,500	4,885.00	2,442,500	0.75
日本	株式	クックパッド	サービス業	7,900	316.00	2,496,400	307.00	2,425,300	0.74
日本	株式	トランス・コスモス	サービス業	1,000	2,340.00	2,340,000	2,406.00	2,406,000	0.73
日本	株式	グリー	情報・通信業	4,800	495.00	2,376,000	501.00	2,404,800	0.73
日本	株式	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	900	2,350.00	2,115,000	2,667.00	2,400,300	0.73
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	1,500	1,450.00	2,175,000	1,600.00	2,400,000	0.73
日本	株式	ジンズ	小売業	400	6,380.00	2,552,000	5,990.00	2,396,000	0.73

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

全銘柄の業種別投資比率
(国内株式)

(2019年6月28日現在)

種類	国内 / 外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.56
		食料品	2.56
		繊維製品	0.49
		化学	3.59
		医薬品	4.20
		機械	2.34
		電気機器	6.89
		精密機器	1.23
		陸運業	1.09
		情報・通信業	23.42
		卸売業	5.58
		小売業	18.70
		証券、商品先物取引業	2.04
		その他金融業	1.36
		不動産業	4.82
サービス業	16.96		
合計		95.82	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年6月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2014年6月4日)	1,319,273,371	1,319,273,371	12,053	12,053
第2計算期間末 (2015年6月4日)	585,635,797	585,635,797	15,115	15,115
第3計算期間末 (2016年6月6日)	438,949,726	438,949,726	14,758	14,758
第4計算期間末 (2017年6月5日)	410,736,557	410,736,557	17,337	17,337
第5計算期間末 (2018年6月4日)	429,206,050	429,206,050	19,422	19,422
第6計算期間末 (2019年6月4日)	315,944,307	315,944,307	15,802	15,802
2018年 6月末日	419,094,533		19,024	
7月末日	411,687,923		18,685	
8月末日	408,717,658		18,740	
9月末日	422,481,090		19,327	
10月末日	370,856,127		17,202	
11月末日	376,079,053		17,770	
12月末日	318,056,458		15,091	
2019年 1月末日	336,760,606		16,060	
2月末日	347,360,250		16,594	
3月末日	337,752,639		16,779	
4月末日	342,012,724		17,097	
5月末日	323,305,538		16,156	
6月末日	327,693,879		16,436	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2013年6月7日～2014年6月4日	0
第2計算期間	2014年6月5日～2015年6月4日	0
第3計算期間	2015年6月5日～2016年6月6日	0
第4計算期間	2016年6月7日～2017年6月5日	0
第5計算期間	2017年6月6日～2018年6月4日	0
第6計算期間	2018年6月5日～2019年6月4日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	2013年6月7日～2014年6月4日	20.53
第2計算期間	2014年6月5日～2015年6月4日	25.40
第3計算期間	2015年6月5日～2016年6月6日	2.36
第4計算期間	2016年6月7日～2017年6月5日	17.48
第5計算期間	2017年6月6日～2018年6月4日	12.03
第6計算期間	2018年6月5日～2019年6月4日	18.64

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2013年6月7日～2014年6月4日	2,683,464,067	1,588,922,350	1,094,541,717
第2計算期間	2014年6月5日～2015年6月4日	35,707,838	742,792,079	387,457,476
第3計算期間	2015年6月5日～2016年6月6日	19,421,601	109,452,621	297,426,456
第4計算期間	2016年6月7日～2017年6月5日	27,406,581	87,921,637	236,911,400
第5計算期間	2017年6月6日～2018年6月4日	31,193,319	47,114,391	220,990,328
第6計算期間	2018年6月5日～2019年6月4日	9,404,585	30,450,962	199,943,951

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2019年6月28日)

(設定日(2013年6月7日)～2019年6月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	16,436円
純資産総額	3.27億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第2期(2015年6月4日)	0円
第3期(2016年6月6日)	0円
第4期(2017年6月5日)	0円
第5期(2018年6月4日)	0円
第6期(2019年6月4日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は純資産総額に対する比率を表示しています。

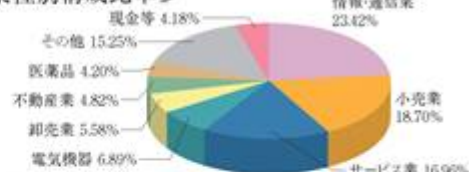
<組入上位10銘柄>

銘柄名	業種	組入比率
1 ファーストリテイリング	小売業	1.99%
2 カルナバイオサイエンス	医薬品	1.50%
3 そーせいグループ	医薬品	1.01%
4 日本管理センター	不動産業	0.91%
5 じげん	情報・通信業	0.91%
6 アエリア	情報・通信業	0.90%
7 日本電産	電気機器	0.90%
8 モルフォ	情報・通信業	0.89%
9 サイボウズ	情報・通信業	0.89%
10 ニトリホールディングス	小売業	0.87%

<構成比率>

組入資産	構成比率
国内株式	95.82%
現金等	4.18%
合計	100.00%

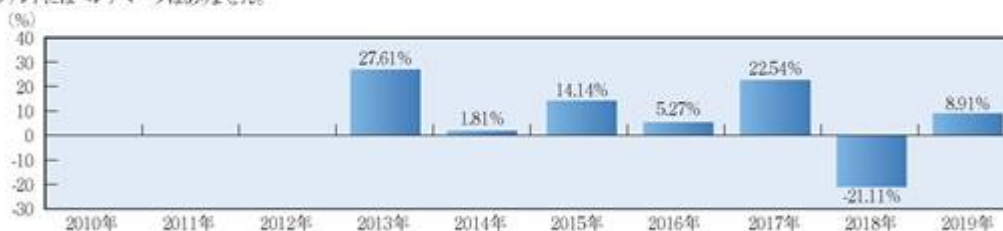
<業種別構成比率>



※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したもとして計算しています。

※2013年は設定日2013年6月7日(10,000円)から年末まで、2019年は6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

()お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額とします。

()お申込手数料

取得申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

()一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)
電話番号 03-6229-0097(受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

換金申込受付日の基準価額とします。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 主な投資対象資産の評価方法

株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
----	---------------------------------

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2013年6月7日から開始し、原則として無期限です。
ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年6月5日から翌年6月4日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】**() 信託の終了**

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、運用の参考とするホライゾンAM社のジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーの使用が出来なくなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「() 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第43条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款第44条に規定する信託契約の解約または信託約款第49条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期末(毎年6月4日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2018年6月5日から2019年6月4日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ニッポン創業者株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2018年 6月 4日現在	第6期 2019年 6月 4日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,483,959	16,144,133
株式	398,996,700	301,306,900
未収配当金	1,760,725	2,126,998
流動資産合計	433,241,384	319,578,031
資産合計	433,241,384	319,578,031
負債の部		
流動負債		
未払解約金	101,590	310,132
未払受託者報酬	78,439	63,524
未払委託者報酬	3,361,441	2,722,184
未払利息	88	44
その他未払費用	493,776	537,840
流動負債合計	4,035,334	3,633,724
負債合計	4,035,334	3,633,724
純資産の部		
元本等		
元本	220,990,328	199,943,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	208,215,722	116,000,356
元本等合計	429,206,050	315,944,307
純資産合計	429,206,050	315,944,307
負債純資産合計	433,241,384	319,578,031

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期		第6期	
	自 2017年 6月 6日	至 2018年 6月 4日	自 2018年 6月 5日	至 2019年 6月 4日
営業収益				
受取配当金		5,206,341		5,529,562
有価証券売買等損益		48,771,484		75,004,151
その他収益		514		1,087
営業収益合計		53,978,339		69,473,502
営業費用				
支払利息		29,541		17,245
受託者報酬		155,194		139,291
委託者報酬		6,650,730		5,969,270
その他費用		1,246,199		1,326,558
営業費用合計		8,081,664		7,452,364
営業利益又は営業損失()		45,896,675		76,925,866
経常利益又は経常損失()		45,896,675		76,925,866
当期純利益又は当期純損失()		45,896,675		76,925,866
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の 分配額()		2,346,077		6,642,598
期首剰余金又は期首欠損金()		173,825,157		208,215,722
剰余金増加額又は欠損金減少額		25,480,544		6,637,608
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		25,480,544		6,637,608
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,640,577		28,569,706
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		34,640,577		28,569,706
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		208,215,722		116,000,356

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第5期 2018年 6月 4日現在	第6期 2019年 6月 4日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	220,990,328口	199,943,951口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9422円 (19,422円)	1.5802円 (15,802円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 4日	第6期 自 2018年 6月 5日 至 2019年 6月 4日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table> <tr> <td>費用控除後の配当 A</td> <td style="text-align: right;">4,248,152円</td> </tr> <tr> <td>等収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越 B</td> <td style="text-align: right;">39,302,446円</td> </tr> <tr> <td>欠損金補填後の有 価証券等損益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td style="text-align: right;">54,124,331円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td style="text-align: right;">110,540,793円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配 E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">208,215,722円</td> </tr> <tr> <td>対象収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末 F</td> <td style="text-align: right;">220,990,328口</td> </tr> <tr> <td>残存口数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$</td> <td style="text-align: right;">9,421円</td> </tr> <tr> <td>益分配対象額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分 H</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>配金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> </table> <p>2. 追加情報</p> <p>2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p>	費用控除後の配当 A	4,248,152円	等収益額		費用控除後・繰越 B	39,302,446円	欠損金補填後の有 価証券等損益額		収益調整金額 C	54,124,331円	分配準備積立金額 D	110,540,793円	当ファンドの分配 E=A+B+C+D	208,215,722円	対象収益額		当ファンドの期末 F	220,990,328口	残存口数		10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$	9,421円	益分配対象額		10,000口当たり分 H	- 円	配金額		収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	- 円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table> <tr> <td>費用控除後の配当 A</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>等収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越 B</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>欠損金補填後の有 価証券等損益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td style="text-align: right;">36,184,592円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td style="text-align: right;">133,298,062円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配 E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">169,482,654円</td> </tr> <tr> <td>対象収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末 F</td> <td style="text-align: right;">199,943,951口</td> </tr> <tr> <td>残存口数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$</td> <td style="text-align: right;">8,476円</td> </tr> <tr> <td>益分配対象額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分 H</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>配金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> </table> <p>2. 追加情報</p> <p>2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p>	費用控除後の配当 A	- 円	等収益額		費用控除後・繰越 B	- 円	欠損金補填後の有 価証券等損益額		収益調整金額 C	36,184,592円	分配準備積立金額 D	133,298,062円	当ファンドの分配 E=A+B+C+D	169,482,654円	対象収益額		当ファンドの期末 F	199,943,951口	残存口数		10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$	8,476円	益分配対象額		10,000口当たり分 H	- 円	配金額		収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	- 円
費用控除後の配当 A	4,248,152円																																																												
等収益額																																																													
費用控除後・繰越 B	39,302,446円																																																												
欠損金補填後の有 価証券等損益額																																																													
収益調整金額 C	54,124,331円																																																												
分配準備積立金額 D	110,540,793円																																																												
当ファンドの分配 E=A+B+C+D	208,215,722円																																																												
対象収益額																																																													
当ファンドの期末 F	220,990,328口																																																												
残存口数																																																													
10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$	9,421円																																																												
益分配対象額																																																													
10,000口当たり分 H	- 円																																																												
配金額																																																													
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	- 円																																																												
費用控除後の配当 A	- 円																																																												
等収益額																																																													
費用控除後・繰越 B	- 円																																																												
欠損金補填後の有 価証券等損益額																																																													
収益調整金額 C	36,184,592円																																																												
分配準備積立金額 D	133,298,062円																																																												
当ファンドの分配 E=A+B+C+D	169,482,654円																																																												
対象収益額																																																													
当ファンドの期末 F	199,943,951口																																																												
残存口数																																																													
10,000口当たり収 $G=E/F \times 10,000$	8,476円																																																												
益分配対象額																																																													
10,000口当たり分 H	- 円																																																												
配金額																																																													
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	- 円																																																												

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第5期 自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 4日	第6期 自 2018年 6月 5日 至 2019年 6月 4日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係る リスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>同左</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>同左</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>同左</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2018年 6月 4日現在	第6期 2019年 6月 4日現在
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	株式 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 4日	第6期 自 2018年 6月 5日 至 2019年 6月 4日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	25,258,857	58,661,480
合計	25,258,857	58,661,480

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 4日	第6期 自 2018年 6月 5日 至 2019年 6月 4日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第5期 自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 4日	第6期 自 2018年 6月 5日 至 2019年 6月 4日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	236,911,400円	220,990,328円
期中追加設定元本額	31,193,319円	9,404,585円
期中一部解約元本額	47,114,391円	30,450,962円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
東建コーポレーション	300	6,460.00	1,938,000	
S Foods	500	3,655.00	1,827,500	
伊藤園	400	5,020.00	2,008,000	
アリアケジャパン	400	6,600.00	2,640,000	
ロック・フィールド	1,300	1,587.00	2,063,100	
ホギメディカル	500	3,380.00	1,690,000	
扶桑化学工業	1,100	1,961.00	2,157,100	
トリケミカル研究所	400	4,420.00	1,768,000	
ファンケル	800	2,749.00	2,199,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	600	2,977.00	1,786,200	
レック	1,500	1,251.00	1,876,500	
ユニ・チャーム	600	3,176.00	1,905,600	
JCRファーマ	300	6,370.00	1,911,000	
そーせいグループ	1,400	2,021.00	2,829,400	
カルナバイオサイエンス	2,000	924.00	1,848,000	
デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	4,300	430.00	1,849,000	
オンコリスバイオファーマ	900	2,114.00	1,902,600	
島精機製作所	600	2,960.00	1,776,000	
日精エー・エス・ビー機械	600	2,940.00	1,764,000	
竹内製作所	1,100	1,769.00	1,945,900	
セガサミーホールディングス	1,600	1,240.00	1,984,000	
マブチモーター	600	3,540.00	2,124,000	
日本電産	200	13,340.00	2,668,000	
ダブル・スコープ	1,400	1,425.00	1,995,000	
宮越ホールディングス	2,200	837.00	1,841,400	
M C J	2,700	678.00	1,830,600	
ユニデンホールディングス	900	1,743.00	1,568,700	
アライドテレシスホールディングス	23,400	69.00	1,614,600	
フェローテックホールディングス	1,900	854.00	1,622,600	
ウシオ電機	1,600	1,338.00	2,140,800	
日本シイエムケイ	3,200	645.00	2,064,000	
ローム	300	6,830.00	2,049,000	
ブイ・テクノロジー	400	4,550.00	1,820,000	
C Y B E R D Y N E	3,300	542.00	1,788,600	
S B S ホールディングス	1,100	1,614.00	1,775,400	
ハマキョウレックス	500	3,620.00	1,810,000	

ASJ	700	1,466.00	1,026,200	
グリー	4,800	495.00	2,376,000	
コーエーテクモホールディングス	1,000	1,923.00	1,923,000	
パピレス	1,000	1,968.00	1,968,000	
モルフォ	900	1,826.00	1,643,400	
ポルトウウィン・ピットクルー ホールディングス	2,000	978.00	1,956,000	
エニグモ	800	2,773.00	2,218,400	
コロブラ	3,100	802.00	2,486,200	
オークファン	2,100	864.00	1,814,400	
じげん	3,800	703.00	2,671,400	
日本ファルコム	1,900	1,312.00	2,492,800	
ソフトウェア・サービス	200	10,040.00	2,008,000	
豆蔵ホールディングス	2,000	1,225.00	2,450,000	
アエリア	3,500	706.00	2,471,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,900	332.00	1,626,800	
アドバンスト・メディア	1,400	1,330.00	1,862,000	
インターネットイニシアティブ	1,000	2,044.00	2,044,000	
GMOクラウド	500	3,010.00	1,505,000	
ULSグループ	1,100	2,112.00	2,323,200	
オウケイウェイヴ	1,300	1,702.00	2,212,600	
アバント	1,400	1,905.00	2,667,000	
フリービット	2,300	946.00	2,175,800	
くふうカンパニー	2,700	777.00	2,097,900	
ヤフー	8,000	304.00	2,432,000	
ソフトバンク・テクノロジー	900	2,259.00	2,033,100	
オービックビジネスコンサルタント	500	4,785.00	2,392,500	
サイボウズ	2,400	1,064.00	2,553,600	
マーベラス	2,500	808.00	2,020,000	
エイベックス	1,500	1,343.00	2,014,500	
カドカワ	1,800	1,449.00	2,608,200	
シーイーシー	1,000	1,881.00	1,881,000	
日本システムウエア	900	2,432.00	2,188,800	
コナミホールディングス	400	5,050.00	2,020,000	
ソフトバンクグループ	200	9,298.00	1,859,600	
フィールズ	2,900	509.00	1,476,100	
あいホールディングス	1,200	1,656.00	1,987,200	
マクニカ・富士エレホールディングス	1,300	1,322.00	1,718,600	
レスターホールディングス	1,100	1,478.00	1,625,800	
テリロジー	2,200	933.00	2,052,600	
第一興商	400	4,915.00	1,966,000	
ドウシシャ	1,200	1,728.00	2,073,600	
サンゲツ	1,000	2,064.00	2,064,000	
加賀電子	1,000	1,609.00	1,609,000	

トラスコ中山	700	2,347.00	1,642,900	
くら寿司	400	4,170.00	1,668,000	
パルグループホールディングス	700	3,245.00	2,271,500	
ハニーズホールディングス	1,900	958.00	1,820,200	
アルペン	1,200	1,645.00	1,974,000	
ジーンズ	400	6,380.00	2,552,000	
アークランドサービスホールディングス	1,100	1,835.00	2,018,500	
ドトール・日レスホールディングス	1,000	2,060.00	2,060,000	
クリエイティブSDホールディングス	800	2,349.00	1,879,200	
オイシックス・ラ・大地	1,300	1,375.00	1,787,500	
日本調剤	600	3,555.00	2,133,000	
コスモス薬品	100	17,100.00	1,710,000	
薬王堂	800	2,141.00	1,712,800	
クリエイティブ・レストランズ・ホールディングス	1,600	1,401.00	2,241,600	
トリドールホールディングス	1,000	1,883.00	1,883,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	300	6,670.00	2,001,000	
西松屋チェーン	2,300	863.00	1,984,900	
ゼンショーホールディングス	800	2,192.00	1,753,600	
ワークマン	400	5,080.00	2,032,000	
サイゼリヤ	1,000	2,399.00	2,399,000	
V Tホールディングス	5,100	441.00	2,249,100	
スギホールディングス	400	4,875.00	1,950,000	
A O K Iホールディングス	1,800	1,031.00	1,855,800	
イズミ	400	4,520.00	1,808,000	
ヤマダ電機	4,000	507.00	2,028,000	
アークランドサカモト	1,400	1,313.00	1,838,200	
ニトリホールディングス	200	12,980.00	2,596,000	
ファーストリテイリング	100	63,290.00	6,329,000	
ベルーナ	2,500	720.00	1,800,000	
S B Iホールディングス	900	2,350.00	2,115,000	
マネックスグループ	5,700	321.00	1,829,700	
スパークス・グループ	9,300	225.00	2,092,500	
Jトラスト	5,700	481.00	2,741,700	
アイフル	7,700	210.00	1,617,000	
日本駐車場開発	12,500	169.00	2,112,500	
サムティ	1,400	1,397.00	1,955,800	
ディア・ライフ	5,100	418.00	2,131,800	
日本管理センター	2,700	1,100.00	2,970,000	
レーサム	2,100	880.00	1,848,000	
エリアリンク	2,300	1,056.00	2,428,800	
サンフロンティア不動産	1,800	988.00	1,778,400	
L I F U L L	3,700	579.00	2,142,300	
F R O N T E O	4,000	346.00	1,384,000	
G C A	2,700	703.00	1,898,100	

リニカル	1,600	1,096.00	1,753,600	
クックパッド	7,900	316.00	2,496,400	
スタジオアリス	900	2,008.00	1,807,200	
夢真ホールディングス	2,800	702.00	1,965,600	
カカクコム	1,000	2,135.00	2,135,000	
総医研ホールディングス	3,800	583.00	2,215,400	
オプトホールディング	1,300	1,402.00	1,822,600	
エムスリー	1,200	1,919.00	2,302,800	
ウェルネット	2,000	996.00	1,992,000	
ワールドホールディングス	1,100	1,549.00	1,703,900	
ファンコミュニケーションズ	3,900	522.00	2,035,800	
エスプール	1,000	2,520.00	2,520,000	
WDBホールディングス	700	2,524.00	1,766,800	
プレステージ・インターナショナル	1,500	1,450.00	2,175,000	
アミューズ	900	2,517.00	2,265,300	
クイック	1,200	1,531.00	1,837,200	
テイクアンドギヴ・ニーズ	1,500	1,048.00	1,572,000	
ネクシィーズグループ	1,000	2,257.00	2,257,000	
ラウンドワン	1,500	1,610.00	2,415,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,500	1,486.00	2,229,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	400	5,660.00	2,264,000	
エイチ・アイ・エス	500	3,270.00	1,635,000	
トランス・コスモス	1,000	2,340.00	2,340,000	
セコム	200	8,994.00	1,798,800	
合 計	284,000		301,306,900	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2019年6月28日現在
資産総額	328,203,646円
負債総額	509,767円
純資産総額(-)	327,693,879円
発行済口数	199,372,956口
1口当たり純資産額(/)	1.6436円
(1万口当たり純資産額)	(16,436円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし

ます。
前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし

ます。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし

- (6) 償還金

ます。
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

ます。）に支払います。
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(2019年6月末日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2019年6月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	56	231,196
単位型株式投資信託	3	6,634

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、当事業年度の(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	656,253	960,929
前払費用	36,884	43,348
未収入金		15,495
未収委託者報酬	502,468	466,454
未収投資助言報酬		55
その他	15,614	13,730
流動資産合計	1,211,221	1,500,013
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,121	11,426
器具備品	1,446	2,394
有形固定資産合計	2,567	13,821
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	5,708	3,936
商標権	1,330	1,245
無形固定資産合計	7,105	5,249
投資その他の資産		
投資有価証券	913,644	740,270
関係会社株式	127,776	
繰延税金資産	35,948	121,163
長期差入保証金	19,856	19,802
その他	3,360	1,764
投資その他の資産合計	1,100,586	883,000
固定資産合計	1,110,259	902,071
資産合計	2,321,480	2,402,084

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	4,011	1,913
未払金	455,275	379,118
未払手数料	419,007	336,493
未払法人税等	143,048	80,436
未払消費税等	33,817	10,134
流動負債合計	636,152	471,603
負債合計	636,152	471,603
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,315,376	1,682,828
利益剰余金合計	1,345,388	1,712,840
株主資本合計	1,745,588	2,113,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	60,260	182,559
評価・換算差額等合計	60,260	182,559
純資産合計	1,685,327	1,930,481
負債純資産合計	2,321,480	2,402,084

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,207,709	3,223,568
運用受託報酬	16,380	
投資助言報酬		56
その他営業収益	4,500	
営業収益計	3,228,590	3,223,624
営業費用		
支払手数料	2,173,300	2,186,795
広告宣伝費	48,444	15,208
調査費	27,077	31,778
調査費	27,077	31,778
委託計算費	121,126	123,090
営業雑経費	23,392	25,835
通信費	1,208	1,330
印刷費	19,323	20,581
協会費	2,049	2,463
諸会費	183	12
その他営業雑経費	628	1,447
営業費用計	2,393,341	2,382,708
一般管理費		
給料	156,504	178,095
役員報酬	44,607	51,028
給料・手当	111,896	127,066
交際費	169	109
旅費交通費	7,996	12,073
福利厚生費	20,444	23,117
租税公課	11,602	10,675
不動産賃借料	18,383	18,138
消耗品費	1,772	2,313
事務委託費	10,188	15,251
退職給付費用	4,578	5,163
固定資産減価償却費	2,422	3,550
諸経費	13,285	15,057
一般管理費計	247,348	283,545
営業利益	587,900	557,370
営業外収益		
受取利息	19	4
為替差益	0	10
助成金収入		1,140
雑収入	602	364
営業外収益計	622	1,519

営業外費用		
雑損失	486	309
営業外費用計	486	309
経常利益	588,035	558,580
特別損失		
子会社清算損		52,280
事務所移転費用		3,064
特別損失計		55,344
税引前当期純利益	588,035	503,235
法人税、住民税及び事業税	188,117	167,023
法人税等調整額	6,202	31,239
法人税等合計	181,914	135,783
当期純利益	406,121	367,452

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466			1,339,466
当期変動額								
当期純利益			406,121	406,121	406,121			406,121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						60,260	60,260	60,260
当期変動額合計			406,121	406,121	406,121	60,260	60,260	345,861
当期末残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	60,260	60,260	1,685,327

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	60,260	60,260	1,685,327
当期変動額								
当期純利益			367,452	367,452	367,452			367,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						122,298	122,298	122,298
当期変動額合計			367,452	367,452	367,452	122,298	122,298	245,153
当期末残高	400,200	30,012	1,682,828	1,712,840	2,113,040	182,559	182,559	1,930,481

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,353千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,948千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
*	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 110千円		建物 1,009千円
	器具備品 4,024千円		器具備品 2,110千円
	合計 4,135千円		合計 3,120千円

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	656,253	656,253	
(2) 未収委託者報酬	502,468	502,468	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	913,644	913,644	
資産計	2,072,366	2,072,366	
未払金	455,275	455,275	
負債計	455,275	455,275	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	656,253
未収委託者報酬	502,468
合計	1,158,722

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	960,929	960,929	
(2) 未収入金	15,495	15,495	
(3) 未収委託者報酬	466,454	466,454	
(4) 未収投資助言報酬	55	55	
(5) 投資有価証券 その他有価証券	740,270	740,270	
資産計	2,183,205	2,183,205	
未払金	379,118	379,118	
負債計	379,118	379,118	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	960,929
未収入金	15,495
未収委託者報酬	466,454
未収投資助言報酬	55
合計	1,442,934

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	913,644	1,000,500	86,855
	小計	913,644	1,000,500	86,855
合計		913,644	1,000,500	86,855

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	24,133		486
合計	24,133		486

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	740,270	1,003,400	263,129
	小計	740,270	1,003,400	263,129
合計		740,270	1,003,400	263,129

2. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	10,690		309
合計	10,690		309

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

4,578千円、当事業年度（自平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）5,163千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,752</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,301</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">26,595</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他</td> <td style="text-align: right;">299</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,501</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">35,948</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	6,752	その他未払税金	2,301	その他有価証券評価差額金	26,595	その他	299	繰延税金資産小計	55,501	評価性引当額	19,552	繰延税金資産合計	35,948	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">35,122</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,735</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">1,610</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">80,570</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,124</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">121,601</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">評価性引当額（注）</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">121,163</td> </tr> </table> <p>（注）評価性引当額の変動の主な内容は、子会社株式評価損に係る評価性引当額の減少です。</p>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	35,122	未払事業税	2,735	その他未払税金	1,610	その他有価証券評価差額金	80,570	その他	1,124	繰延税金資産小計	121,601	評価性引当額（注）	438	繰延税金資産合計	121,163
繰延税金資産																																									
電話加入権	438千円																																								
関係会社株式評価損	19,114																																								
未払事業税	6,752																																								
その他未払税金	2,301																																								
その他有価証券評価差額金	26,595																																								
その他	299																																								
繰延税金資産小計	55,501																																								
評価性引当額	19,552																																								
繰延税金資産合計	35,948																																								
繰延税金資産																																									
電話加入権	438千円																																								
関係会社株式評価損	35,122																																								
未払事業税	2,735																																								
その他未払税金	1,610																																								
その他有価証券評価差額金	80,570																																								
その他	1,124																																								
繰延税金資産小計	121,601																																								
評価性引当額（注）	438																																								
繰延税金資産合計	121,163																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">3.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">27.0</td> </tr> </table>	法定実効税率	30.6%	（調整）		評価性引当額の増減	3.4	住民税均等割	0.1	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0																												
法定実効税率	30.6%																																								
（調整）																																									
評価性引当額の増減	3.4																																								
住民税均等割	0.1																																								
その他	0.3																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0																																								

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	489,935
SBI日本小型成長株選抜ファンド	472,434
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ（年2回決算型）	347,593
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	323,110

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	788,160
SBI 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	322,488
SBI 小型成長株ファンド ジェイクール	321,539

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託・販促	販売委託 支払手数料	862,570	未払金	135,442
							広告宣伝 費	1,495		

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託・販促	販売委託 支払手数料	753,660	未払金	122,799
							広告宣伝 費	796		

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBI Fund Management Company S.A.	5, Allee Scheffer, L- 2520 Luxembourg	118	ファンド運 用管理等	100	投資助言	清算に伴 う残余財 産の配当	60,000	未収入金	15,495

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
3. SBI Fund Management Company S.A.は清算終了に向けて事務手続きを進めており、取引金額は平成30年12月19日に行われた残余財産の初回配当によるものです。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
1株当たり純資産額	46,047円21銭	52,745円40銭
1株当たり当期純利益	11,096円21銭	10,039円69銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
当期純利益(千円)	406,121	367,452
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	406,121	367,452
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	立花証券株式会社	6,695百万円	
	岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
	フィリップ証券株式会社	950百万円	
販売会社	松井証券株式会社	11,945百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

高木証券株式会社は2019年9月1日付で東海東京証券株式会社と合併し、東海東京証券株式会社が存続会社になりました。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

(4) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

- (2) 再信託受託会社
該当事項はありません。
- (3) 販売会社
該当事項はありません。
- (4) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月30日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 本間洋一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 石倉毅典

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月29日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	林 直也	印
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	田中 弘司	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッポン創業者株式ファンドの2018年6月5日から2019年6月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポン創業者株式ファンドの2019年6月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象に含まれておりません。